

# ハラスメント防止の基本方針

制定 平成 24 年 1 月 4 日  
太田市農業協同組合 代表理事組合長

改定

平成 31 年 2 月 25 日

J A は地域社会との共生をめざし、人と人とのつながりを前提に成り立つ人間尊重の協同組合組織です。そして、組合員等利用者の立場を考えて発言し、行動することが組織・事業活動の前提です。

この人間尊重の精神は、組織に働く役職員にとっても等しく適用されるものであり、当 J A は、一人ひとりの働く権利を尊重し、その能力を十分に発揮できる働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。

特に当 J A は、職場において行われる性的な言動に対する職員の対応によって、その労働者が労働条件について不利益を受け、又は、性的な言動により職員の就業環境が害されるなどの「セクシャル・ハラスメント」、妊娠・出産・育児休業・介護休業などを理由とする上司や同僚の行為・言動により就業環境を害するなどの「マタニティ・ハラスメント」や、職務上の地位・職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為などの「パワー・ハラスメント」を断じて許しません。

このため当 J A は、役職員一人ひとりの意識啓発に取り組み、性別や職位に関りなく、対等なビジネス・パートナーとして信頼しあえる職場風土の創造に努めていきたいと考えます。

万が一、ハラスメントが発生した場合には、当事者の人権に配慮しながら解決に向けて迅速に対応するとともに、加害者に対しては厳しい態度で臨んでいきます。

ハラスメントは個人間の問題にとどまらず、J A の労務管理、危機管理の問題であることを、役職員一人ひとりが認識を共有し、明るく活力ある職場づくりに努めます。

以 上

附則

この方針は平成 24 年 1 月 4 日より施行する。

この方針の変更は平成 31 年 2 月 25 日より施行する。